

## 第 章 休職

### 第1条（休職命令）

1. 会社は、従業員が、業務上の災害以外の理由により、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める日数又は期間、就労することができないときは、休職を命じることができる。
  - (1) 2連続する賃金締切期間 連続して2週間
  - (2) 1賃金締切期間 その期間の所定就労日数の5割以上の割合による日数
2. 従業員は、前項の定めるところにより、会社から休職を命じられたときは、それを承諾して休職することができる。
3. 従業員は、第1項の定めるところにより、会社が休職を命じるに際して、休職事由、休職期間、復職の条件その他休職を命ずるにあたって必要な事項（以下「休職事由等」という。）について、協議する。この場合、会社は、従業員に対して、医師の診断を受けること及び診断書その他の必要な資料の提出を命じることができる。
4. 会社は、前項に規定する協議により、休職事由等について、従業員との間で協議が整わないときは、休職を命じない。
5. 前項の場合において、会社は、従業員について、「第○章 解雇」に定める規定により、解雇することができる。ただし、従業員が退職に合意し、又は辞職する場合はこの限りでない。

### 第2条（休職期間満了による退職）

従業員は、前条第3項の協議により定められた休職期間が経過したときは、会社との雇用契約が終了し、会社を退職する。

### 第3条（休職期間の延長）

会社は、第1条第3項の協議により定められた休職期間について、従業員の求めがあるときは、延長することができる。この場合、延長する期間、復職の条

件その他延長するにあたって必要な事項について、第1条第3項の規定を準用する。

#### 第4条（復職の手続等）

1. 従業員は、前条第3項の協議により定めた休職事由が消滅したときは、会社に対して、復職を申し出ることができる。
2. 前項の場合において、従業員は、会社に対して、医師の証明書その他の休職事由が消滅したことが明らかとなる資料を提出して、休職事由が消滅したことを明らかとしなければならない。
3. 従業員が、前項の定めるところにより、休職事由が消滅したことを明らかとすることができないときは、休職期間満了日（前条の規定により休職期間が延長されたときはその延長後の同期間の満了日）が経過したときに、会社との雇用契約が終了し、会社を退職する。